郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会 会長 茂 松 茂 人 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 70)

日本医師会より、標記に関して、令和4年4月28日付事務連絡で、診療報酬の取扱いが示されたとの連絡がありました。

今回の事務連絡においては、①自宅・宿泊療養を行っている者であり、かつ、重症化リスクの高い者(「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」の2に掲げる「重点的に健康観察を行う対象者」)に対して、令和4年5月1日から令和4年7月31日までの間に、保健所等から健康観察に係る委託を受けている保険医療機関又は「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関の医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」の3に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数(147点)の算定については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

② ①について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 10)」の3に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数(147点)の算定を行った場合に、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 54)」に示す二類感染症患者入院診療加算(250点)については、併算定可能。

【自宅・宿泊療養している新型コロナウイルス感染症患者に対し、電話等で診療を実施した場合の診療報酬上の特例について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 68)」により、まんえん防止等重点措置を実施する都道府県の「診療・検査医療機関」は4月30日までの間、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数(500点)を算定できるとされていたが、5月以降は、全国一律に250点とし、重症化リスクの高い者※に対応した場合は147点を加えて397点とする。】

※重点的に健康観察を行う対象者

感染拡大等地域の実情に応じて、陽性者のうち、次の重症化リスクの高い陽性者に対する健康観察を重点的に行うことが可能である。

- ①65歳以上の者
- ②40歳以上65歳未満の者のうち、重症化リスク因子を複数持つ者
 - *なお、重症化リスク因子は以下を指すものとする。

ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、 脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30以上)、喫煙、固形臓器 移植後の免疫不全

- ③妊娠している方
- ーとの取扱いが示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申 し上げます。

記

◇令和4年4月28日付厚生労働省保険局医療課事務連絡

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その) 54)」(令和3年8月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡)問1において、感染症 の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 44 条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場 所から外出しないことを求められている者(以下「自宅・宿泊療養を行っている者」 という。)に対して、医師が電話や情報通信機器(以下「電話等」という。)を用い て新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「新型コロナウイルス感染症 に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労 働省保険局医療課事務連絡)の2(2)における二類感染症患者入院診療加算(250 点)を算定できるとされているが、令和4年5月1日から令和4年7月 31 日までの間 に、重症化リスクの高い者(「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健 康観察等について」(令和4年2月9日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進 本部事務連絡)の2に掲げる「重点的に健康観察を行う対象者」をいう。以下同じ。) に対して、保健所等から健康観察に係る委託を受けている保険医療機関又は「次のイ ンフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和3年9月28日厚生労働省新型コ ロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)における「診療・検査医療機関」として 都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関の医師が、電話等を用 いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、「新型コロナウイルス感染 症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(令和2年4月10日厚生 労働省保険局医療課事務連絡)の3に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数 (147点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 自宅・宿泊療養を行っている者であり、かつ、重症化リスクの高い者に対して、 医師が電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、当該患 者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、 1日につき1回算定できる。

問2 問1について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」の3に掲げる電話等による療養上の管理に係る点数(147点)の算定を行った場合に、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その54)」(令和3年8月16日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に示す二類感染症患者入院診療加算(250点)について、併算定可能か。

(答) 併算定可。

担当事務局:大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001